

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和6年7月)

(解答あり)

## 【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から28までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。(道路運送法第1条)  
( ○ )
2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)  
( × )
3. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。(道路運送法第4条)  
( ○ )
4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。(道路運送法第7条)  
( × )
5. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(道路運送法第9条の2)  
( × )
6. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)  
( ○ )
7. 事業者は当該運送に適する設備があるとき、運送の引受けを拒絶してはならない。(道路運送法第13条)  
( × )
8. 一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。(道路運送法第15条)  
( × )

9. 事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第21条）  
( O )
10. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（道路運送法第22条）  
( O )
11. 事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。（道路運送法第22条の2）  
( X )
12. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。（道路運送法第25条）  
( O )
13. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。（道路運送法第30条）  
( O )
14. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（道路運送法第33条）  
( X )
15. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）  
( X )
16. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。（道路運送法第40条）  
( O )
17. 事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。（道路運送法第95条）  
( X )

18. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されていますが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。(運輸規則第2条)
- ( × )
19. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならないが、氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない。(運輸規則第3条)
- ( ○ )
20. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(運輸規則第10条)
- ( ○ )
21. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(運輸規則第16条)
- ( ○ )
22. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(運輸規則第21条)
- ( ○ )
23. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。(運輸規則第24条)
- ( ○ )
24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。(運輸規則第26条の2)
- ( ○ )
25. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)
- ( ○ )
26. 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。(運輸規則第37条)
- ( ○ )

27. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(運輸規則第44条)

( ○ )

28. 事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。(運輸規則第47条の9)

( ○ )

II. 次の各文中の ( ) の部分にあてはまる語句を下から選び、( ) 内に記号を入れて下さい。

29. 道路運送法は ( シ ) と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の ( オ ) の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( コ ) を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって ( ウ ) を増進することを目的とする。

(道路運送法第1条)

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要  
カ. 事業者利益 キ. 道路運送車両法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法  
コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

30. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、( ウ ) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(道路運送法第8条)

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

31. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに ( イ ) を公示しなければならない。(道路運送法第12条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

32. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を ( イ ) 結果を生ずる競争をしてはならない。(道路運送法第30条)

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

33. 事業者は、運送引受書の写しを ( ウ ) の日から一年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2)

ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送終了

34. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を ( ア ) 選任しておかなければならない。(運輸規則第35条)

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時

35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（イ）適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）  
ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために
36. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ア）保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。（運輸規則第24条）  
ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が
37. 事業者は、（ウ）に運行指示書を作成しなければならない。（運輸規則第28条の2）  
ア. 運転者ごとに イ. 車両ごと ウ. 運行ごと